中野区福祉用具・住宅改修部会

福祉用具・住宅改修部会は、平成21年中野区介護サービス事業所連絡会に福祉用具・住宅改修事業者相互の交流、資質向上を目指して発足しました。

≪理念≫
高齢や障害により社会的不利益を負う方々も、個人として尊重され、それぞれありのままの姿で暮らし、普通の生活を送ることができるようにというノーマライゼーションの理念に基づき、サービスを提供する。

≪目的≫
事業者相互の親睦を深め連携を強化すると共に、研修や情報交換を行い、区民の方々へ、より質の高いサービス提供のための検討を行い、介護保険によるサービスを円滑に実施することを目的に活動する。

介護保険で利用できる福祉用具レンタル

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用する時は、中野区に申請し「介護認定」を受けましょう。

① 申請する

中野区介護保険課
地域包括へ
お申し出下さい。

② 介護認定調査

ご自宅　または
入院先へ調査員が
うかがいます。

③ 結果の通知

認定結果の
通知は
郵送で送付されます。

自立判定
※介護保険を利用して各種サービスは受けられません

要支援1　要支援2　要介護1

要介護2　要介護3　要介護4　要介護5

※対象となっていない介護度でも必要と認められた場合は、例外的に借りる事が出来ます。
（ケアマネジャーにご相談ください）

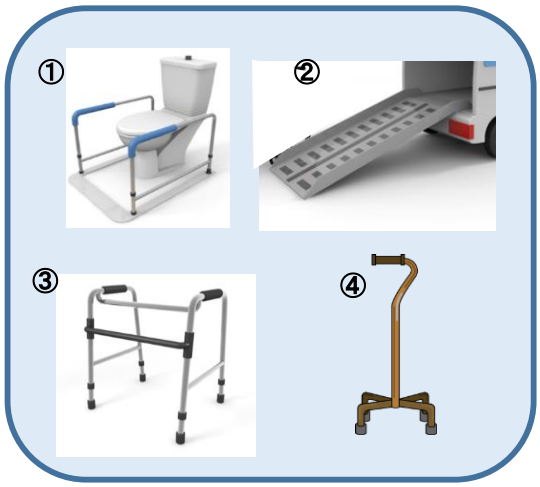

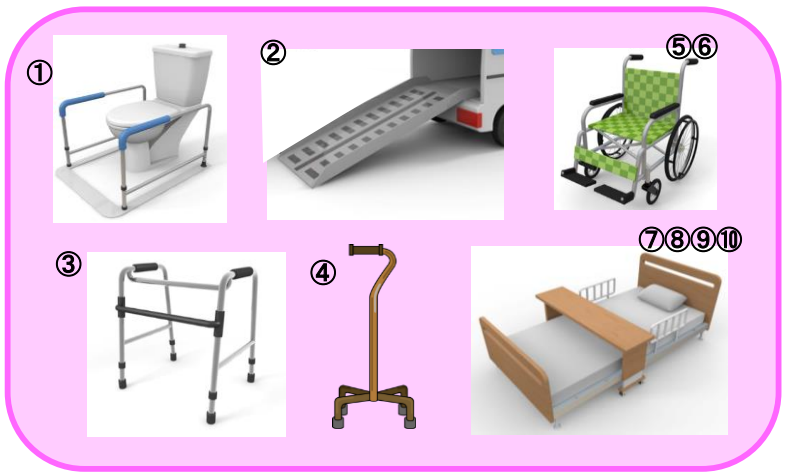

①	手すり（工事をともなわないもの）
②	スロープ（工事をともなわないもの）
③	歩行器
④	歩行補助つえ（松葉杖・多点杖等）

⑤	車いす
⑥	車いす付属品（クッション・電動補助装置等）
⑦	特殊寝台
⑧	特殊寝台付属品　（サイドレール・マットレス・スライディングボード・入浴用でない介助用ベルト等）
⑨	床ずれ防止用具
⑩	体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
⑪	認知症高齢者徘徊感知器（離床センサーを含む）
⑫	移動用リフト（立ち上がり座椅子・入浴用リフト・段差解消機・階段移動用リフトを含む）
⑬	自動排せつ処理装置

費用：原則　月々の限度額の範囲内で、実際にかかった費用の１～３割を自己負担となります。

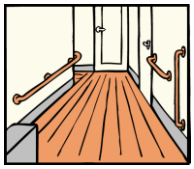

住宅改修工事

介護保険の認定を受けている方は、下記の工事について介護保険を利用して改修費が支給されます。（限度額は20万円まで、7～9割が支給されます。）

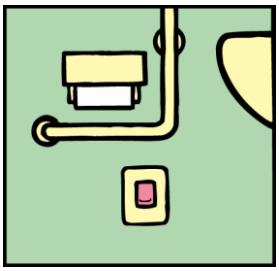

① お問い合わせ・ご相談 → ② 現地調査・お見積 → ③ 中野区へ事前申請 → ④ 工事・集金 → ⑤ 中野区へ事後申請 → ⑥ 中野区より支給（7～9割）

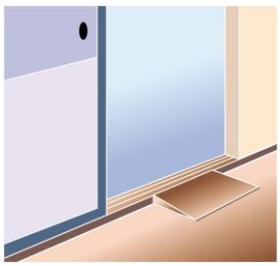

≪介護保険で適用となる住宅改修≫

①手すりの取付
②段差の解消
③通路等の傾斜の解消
④床材の変更
⑤引き戸等への扉の取り替え
⑥扉の撤去
⑦洋式便器等への便器の取り替え
⑧転落防止柵の設置

その他①～⑧の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。

特定福祉用具のご購入

介護保険の認定を受けている方は、特定の福祉用具を介護保険で購入できます。
支給限度額は年間で10万円までです。詳しくは介護保険課へご確認下さい。

① お問い合わせ　ケアマネジャー → ② ご相談・選定 → ③ 納品・集金 → ④ 中野区への請求（業者が代行） → ⑤ 中野区より支給（7～9割）

≪特定福祉用具≫
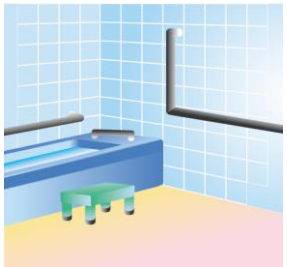
★腰掛便座 ★入浴補助用具
★簡易浴槽 ★移動用リフト吊り具部分
★自動排泄処理装置の交換可能部分
★排泄予測支援機器